

# 鳥取縣公報

昭和二十四年二月二十五日

本報ノ大キナハ國定規格△5角

## 告示

◇鳥取縣告示第九十四号  
昭和二十四年二月一日鳥取縣告示第五十五号鳥取縣内向

昭和二十四年二月一日鳥取縣告示第五十五号鳥取縣内向  
食卵集荷配給要綱により次の者を食卵の集荷配給業者と  
指定した。

昭和二十四年二月二十五日

記

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取市東品治町  
縣資協連孵化場内鳥取縣種鷄農業協同組合

鳥取出張所代表者 木下繁美

一、倉吉町新町一 倉吉生活協同組合内同

東伯出張所代表者 近藤謹治

一、米子市加茂町二丁目 縣種畜場米子孵化場内同

米子出張所代表者 美甘弘光

◇鳥取縣告示第九十五号  
昭和二十一年閏令 内務省令第一号第八條第一項の規定に

より氣高郡勝部村議會議員の候補者につき賞書に掲げる  
條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の  
よう指定する。

昭和二十四年二月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年二月二十五日より  
同 年二月二十七日まで

◇鳥取縣告示第九十六号  
肥料取締法第二條の規定により昭和二十四年二月二十一

日附を以つて次の者に肥料製造販賣を免許した。

昭和二十四年二月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷 国田泰藏  
西伯郡御來屋町東河原 小川伸治郎